

佐賀県告示第254号

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定（平成25年佐賀県告示第393号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月15日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1～5 略			1～5 略		
6 条例第3条第8号の規定により知事が指定する区間			6 条例第3条第8号の規定により知事が指定する区間		
道路の種類	路線名	区間	道路の種類	路線名	区間
略			略		
一般国道	西九州自動車道(武雄佐世保道路)	県内の区間	一般国道	西九州自動車道	県内の区間
〃	有明海沿岸道路	〃(佐賀市の区間を除く。)	〃	有明海沿岸道路	〃(佐賀市の区間を除く。)
7・8 略			7・8 略		
9 条例第3条第12号の規定により知事が指定する区域			9 条例第3条第12号の規定により知事が指定する区域		
次の要件を全て満たす交差点（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第5号の交差点をいう。）に係る停止線及びその延長線の30メートル外側の線から内側の道路の区域（当該交差点の区域を含む。）並びに当該区域の道路の両端から20メートル以内の区域（佐賀市の区域を除く。）			(1) 次の要件を全て満たす交差点（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第5号の交差点をいう。 <u>以下同じ。</u> ）に係る停止線及びその延長線の30メートル外側の線から内側の道路の区域（当該交差点の区域を含む。）並びに当該区域の道路の両端から20メートル以内の区域（佐賀市の区域を除く。）		
(1) 2車線以上の国道が2車線以上の国道若しくは県道と交差し、又は2車線以上の県道が2車線以上の国道若しくは県道と交差していること。			ア 2車線以上の国道が2車線以上の国道若しくは県道と交差し、又は2車線以上の県道が2車線以上の国道若しくは県道と交差していること。		
(2) 信号機があること。			イ 信号機があること。		
			(2) <u>次の表に掲げる交差点に係る停止線及びその延長線の30メートル外側の線から内側の道路の区域（当該交差点の区域を含む。）並びに当該区域の道路の両端から20メートル以内の区域</u>		

改正前	改正後		
10～13 略	<u>交差点名</u>	<u>交差点の位置</u>	
	大寺橋	<u>小城市三日月町</u>	<u>国道203号と市道初田・下江良線との交点</u>
	牛津大橋東	<u>小城市牛津町</u>	<u>国道34号に市道西川・前満江線が接する地点</u>
	伊万里駅前	<u>伊万里市新天町</u>	<u>県道伊万里停車場線に市道伊万里駅前・松島線及び市道川東橋・伊万里駅前線が接する地点</u>
	川西	<u>伊万里市二里町大里乙</u>	<u>国道204号に市道川西・里線及び市道川東橋・伊万里駅前線が接する地点</u>
10～13 略	10～13 略		